



埼玉県報

第 3020 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 17 日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 足立北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 北河原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 行田市南河原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル

埼玉県比企郡小川町大塚千二百八十番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社クックサン 代表取締役社長 大林義一

東京都立川市栄町六丁目一番地の二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役社長 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

平成三十年五月十七日

ニ 届出年月日

平成三十年七月三日

二 縦覧期間

平成三十年七月十七日から平成三十年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十七日から平成三十年十一月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ蕨駅前店

埼玉県蕨市塚越一丁目七番九号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）貫井ビル新築工事

埼玉県蕨市塚越一丁目十番三号外

（変更後）ライフ蕨駅前店

埼玉県蕨市塚越一丁目七番九号

ハ 変更年月日

平成三十年六月二十六日

ニ 届出年月日

平成三十年七月三日

二 縦覧期間

平成三十年七月十七日から平成三十年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十七日から平成三十年十一月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外計百者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外計百四者

ハ 変更年月日

平成三十年四月二十日外

ニ 届出年月日

平成三十年六月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年七月十七日から平成三十年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月十七日から平成三十年十一月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年七月十二日認可した。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

足立北部土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

告 示

埼玉県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年七月十二日認可した。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

北河原土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年七月十二日認可した。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

行田市南河原土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年七月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成三十年七月 五日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千五百一 番二、二千四百七十七番五、二千四百九十九番四、 二千五百番七、二千五百番一地先道路、二千四 百九十九番三地先道路	指定に係る道路の位置
三十四・七九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇四・二五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)